

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十一日法律第六十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第八十六条第一項、第八十九条、第九十条第三項、第一百条第二項、第一百六条第二項の表の改正規定及び第九十一条第一項の改正規定（「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十九条」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 公布の日

二 第五十三条第三項の改正規定、第六十八条の次に十一条を加える改正規定（第六十八条の二に係る部分に限る。）及び第六十九条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定、第二章第五節第三款を同節第四款とする改正規定、第八十七条第一項、第九十一条第二項及び第九十五条第一項の改正規定、第二章第五節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に一款を加える改正規定、第六十六条第一項、第六十六条第五項、第七十四条第一項及び第八十二条の改正規定、第八十八条の改正規定（同条第一号の改正規定を除く。）、第九十二条の改正規定並びに別表第二を別表第三とし、別表第一第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表を別表第二とし、附則の次に一表を加える改正規定並びに附則第四条第二項及び第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日